

## 平成28年度 第3回 市川市福祉有償運送運営協議会（シナリオ）

1. 開催日時：平成28年1月26日（火）午後7時00分～8時00分

2. 開催場所：市川市役所本庁舎3階 第1委員会室

3. 出席者

### 【委員】

会長 武本委員

副会長 岡崎委員

委員 海野委員、大塚委員、熱海代理（尾崎委員の代理）、中根委員、武藤委員、  
秋本委員、小林委員、野口委員、吉見委員

### 【事務局】

杉山（福祉政策課主幹）、森田（福祉政策課主任）ほか

4. 議事

（1）団体から提出された移送サービスの状況（平成27年8月～11月）について

（2）福祉有償運送のチラシについて

（3）その他

### 《配布資料》

資料1 移送サービスの状況（平成27年8月～11月）

資料2 福祉有償運送のチラシ

資料3 福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票（第2回協議会時点）

資料4 福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票（第2回協議会終了後訂正）

### 【午後7時5分開会】

1 配布資料の確認

事務局より、配布資料の過不足についての確認を行なった。

## 2 開会

項 目	内 容
武本会長	<p>ただ今より、平成27年度第3回市川市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p> <p>これより、議事に移りますが、その前に、確認しておかなくてはならない事項がございます。</p>
武本会長	<p>本日の運営協議会は、「市川市福祉有償運送運営協議会条例第6条」により半数以上の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>また、会議公開に関する指針に基づく会議の公開についてですが、市川市では審議会等の公開についての指針により、各審議会は、その会議を公開または非公開とするかを冒頭に会議にお諮りし、決定することになっておりますので、本会議においても、まず公開か非公開かについて決定しておきたいと思っております。</p> <p>ご意見がなければ公開ということで決定させていただきますが、いかがでしょうか。</p>
武本会長	<p>それでは、本協議会を公開することと決定いたします。</p> <p>本日は、傍聴希望者の方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
武本会長	<p>本日は傍聴者はおりません。</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。</p>
武本会長	<p>議題(1)は、移送サービスの状況ということで、団体から提出された8月から11月までの報告について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(移送サービスの状況(8月～11月)についての説明)</p>
武本会長	<p>ただ今の説明に対しまして、何かご意見等がありましたらお願いします。</p>
中根委員	<p>オリーブの家さんについてですが、運転者の状況の欄を拝見すると、第二種運転免許所持者のみ13人となっておりますが、何か事業所さんのほうで、第二種運転免許所持者のみしか運転できないというようなルールを、事業所さんのほうで設けているのでしょうか。</p>
事務局(森田)	<p>申し訳ありませんが、当事務局の方で把握しておりません。</p>

	<p>確認次第、ご回答させていただきます。</p>
武本会長	<p>他にご意見等はありませんでしょうか。 ないようですので、次に移ります。</p>
武本会長	<p>続いて、議題（２）の福祉有償運送のチラシについて、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(福祉有償運送のチラシについての説明文参照)</p>
武本会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、何かご意見等がありましたらお願いします。</p>
海野委員	<p>チラシについては、窓口に設置するということでしょうか。</p>
事務局(森田)	<p>そのとおりです。</p>
海野委員	<p>障害をお持ちの方からすると、市役所等の窓口まで行くというのはすごく大変なことなので、そのあたりも考慮していただければと思います。</p>
事務局(森田)	<p>申し訳ありません。お伝えはしていなかったのですが、お配りいたしましたチラシにつきましては、市ホームページにも掲載する予定であります。</p>
海野委員	<p>わかりました。 誰かがテレビを見ていても、ラジオを聴いていても、普通に情報が入っていれば、普通の人達は、それによって行動するわけですよ。その人達が山奥に住んでいたら、ここからどこにどうやって出るのか、それと同じようなもので、ともかく、布団の中にいても、あれがあったなあ、これがあったなあと。 その横で起きている人が、あれあるね！これあるね！と思えるのが一番優しい親切な情報の与え方であると思います。</p>
岡崎副会長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。これからの課題ということで、「移動」というテーマをもう少し考えてみたいと思いますので、またご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。</p>
武本会長	<p>先ほど、市役所内を歩いていた際、市川市は広報誌についてアプリを導入してやりますという記事を拝見しました。</p>

<p>武本会長</p>	<p>タクシーなども、アプリですぐ呼べるような、ライドシェアのようなお話もありますが、もう世の中がこういった状況になってきています。</p> <p>水とか空気みたいに、情報が当たり前のようにあるということなんです。</p> <p>いろいろ広く伝え方を工夫していただければと思います。</p> <p>このチラシについては、関係部署に積極的に置いたほうがいいと思います。</p> <p>この件は、これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>続いて、議題（3）のその他について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。運輸支局さんのほうもこれで了解ということですね。</p>
<p>熱海代理</p>	<p>はい。</p>
<p>武本会長</p>	<p>わかりました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>もう一つ岡崎副会長のほうからご説明お願いいたします。</p>
<p>岡崎副会長</p>	<p>福祉政策課のほうで特に資料はご用意しておりませんが、お話をさせて頂ければと思います。</p> <p>今年の3月から、市川市も介護保険の制度で総合事業といわれるものを、今年の3月1日から開始したいと思ひまして、今準備を進めているところです。</p> <p>市川市は、まずは今現在行っている介護給付の要支援の方々に対する介護給付の部分から移行していくところではありますが、この総合事業のサービスというのが、大変、多様なものとなっております、これをいかに地域の実情にあわせてサービスを広げていくかというのが、それぞれの自治体の工夫の部分となっております。</p> <p>そのサービスですが、いろいろありますが、一つ移送の関係のサービスがございます。</p> <p>訪問型サービスDという「移動支援」という名前のサービスですが、内容といたしましては、移送前後の生活支援ということで、例えば、デイサービスセンターなどの送り迎えの準備などというものがイメージとしてはありますが、先ほどからのお話でもありますが、実際のところ、高齢者の方も、大きなお店が出来ると、小さなお店がなくなってしまう、ちょっとした買い物も不自由な状態になって、通院もかかりつけのお医者さんに行くときでも、天気が悪ければシルバーカーは押せない、歩いて10分の所も、その日によっては、年齢が上がっていったりすると、腰が痛かった</p>

<p>中根委員</p>	<p>り足が痛かったり難しいところもあるのですが、車を利用することが自分ではなかなか出来なかったりという実情があります。そういった中で、今も登録を頂いている団体さんもいらっしゃると思いますので、今後そういう活用の道があるのかどうか、タクシーの利用につきましても、もっと、周知が出来るものであるのかどうか、その辺も含めて、市内の移動の問題について、もしご意見頂ければ有り難いと思いますので、よろしくお願い致します。</p> <p>今おっしゃられた訪問型サービスDのところについては、私が所属している全国組織の全国移動ネットでも各自治体の動き等、いろいろ情報収集しているところで、自分の認識で間違いでなければ、千葉県内でいくと、松戸市さんが一番今積極的に動かれて、整備をしそうな段階になっているふうに聞いております。</p> <p>(訪問型サービス) A、B併せてやっていこうということなんですけれども。</p> <p>他のエリアでいくと、まだなかなか(訪問型サービス) Dまで行かずに、まずは(訪問型サービス) A。</p> <p>こちら、今いる要支援の方をまず対応して、それで、次にボランティア団体、(訪問型サービス) BやDというようなスライドということを知っていますので、今現在、そういう事例が多いかというところではない、というのが実態だと思っています。</p> <p>それと、(訪問型サービス) Dのところを進めようという前提なんですけど、誤解を恐れずに言いますが、かなり自治体によって、自治体の社会資源がある、なし、によって全然変わってくるというのが、実態でして</p> <p>私たちのスタンスとしては、移動困難者の方の支援がベースですので、これはタクシー会社さんや、(訪問型サービス) A、D事業者さんであろうと、NPOのような非営利団体であろうと、その地域で、そこが移動困難にならずに満たされれば、特に問題はないと思っている立場なんですけど。</p> <p>いかんせん、料金的なこと、もしくは機能的なこと、もしくはマンパワーです、この人がいい、とか、人とのつながりでNPOさんのほうを選んでいるとか、性別的なところ、どうしても女性の方でないと受けたくないとか、男性の方でないと外出できない、住環境でそういう状況があるとか、そういったことも含めて、いろいろなニーズに対応するとなると、多様なサービススタイルが地域になればいけないというのが実体であり、そう考えると、訪問型サービスDというのは、国の方からは、仕組みとして落とされているということは、これからどうするかを検討していく必要になってくるというふうに捉えています。</p> <p>その中で、実際サービスDというのは、基本的には、営利企業さんがや</p>
-------------	---

ろうと思っても、中々難しい。  
訪問型Bがベースなんですね。(訪問型サービス) Dは。  
ですから、基本ボランティア団体がベースというふうな解釈をとっています。  
そうすると自治体として基盤整備の為に、あれを使おうと考えるか、もしくは実際、サービス量をもっと増やす意味合いで取るかによって、かなり政策が変わってくると思います。  
そのところを、市川市では、どのように考えるかというところが一つあると思っています。  
先ほどのパンフレットですが、見てははっきりするのは、障害者向け団体のが多いということが事実だと思っています。  
高齢者の方を接待をする方が少ないというところがあって、今実際は、高齢の方のニーズは、結構、増えて来ているなという感じは受けています。勿論、タクシー会社さんもすごい努力されていますし、介護タクシーもある一方で、現場というところでは、NPO関係のところをもっと増やしていきたいなというところがありますので、その実態をどのように把握して、主として政策を持つのか、もしくは、いろいろな協議をしていくのかというところが大事なかなと思います。  
余談ですが、移動困難が起きる理由というのは、何も本当に、介護状態だからということだけではなく、住環境の問題であったり、先ほど狭くて入れないというお話しがありましたが、交通環境のこともありますので、エリアごとによって違います。  
市川だと、妙典のエリアの話をするのと、須和田、中国分の話をするのでは少し意味が違いますので、そういったところの特性もやはり、配慮すべきかなとは思っています。  
すいません、取り留めのない話ですが。

武本会長

他に、ご意見等はよろしいでしょうか。

岡崎副会長

貴重なご意見ありがとうございます。  
これからの地域包括ケアシステムということで、市の全体の高齢者を支える仕組みであったり、基盤も含めて整えていかなくてはいけないことなので。  
実際に、八幡の駅の周辺で暮らしている方と、中国分や堀之内のほうで暮らしている方とでは、環境も必要なものも全く違いますので、地域ごとに社会資源、住んでいる方々のニーズの把握なども含めて考えていかなければいけないことではないかとは思っております。  
ただ、いかんせん、ここに高齢者が希望を持ったときには、相当なニーズが急増してしまう可能性もあるということで、それに対応していけるか

野口委員	<p>どうかということもありますので、それも含めて考えていかなければいけないかなと思うのですが、実際に今も高齢者の方を対象としてやっているのは、ココCOLORねっとさん、SSU市川さんかと思えますので、できるものならば、要支援にならない方も、それなりに年齢がいけば、体力的な問題もありますし、住環境の問題などもありますので、そういうことも含めて考えていかなければいけない問題なのかなと、今、感じたところです。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>実際に地域での生活を見ている他の委員さんは、いかがでしょうか。ご意見があれば頂きたいと思います。</p> <p>疑問なんですけど、今回、総合事業の中に、移動支援がサービスDという形で入れられたのですが、総合事業の対象者は基本的にいうと、要支援認定者と事業対象者に限定されているところがあります。</p> <p>当然それが進めば、他の所のサービスも一緒に増えていくだろうという考え方で位置づけられていると思いますが、実際、事業を進めていく上でこの中で規定されたとしても、例えば、町内会の中でお互いに、お金を頂いてということで、福祉有償運送に該当するような形ですか、それとも、ただ単にお互いの住民同士の助け合いみたいなところでやる話なのか、というのが一点あるのですが。</p> <p>そのあたりを、熱海代理に考え方を教えていただければと思うのですが。</p>
熱海代理	<p>介護保険法が詳しくないので、支援の話ということですが、今、現在私共の中でやっている福祉タクシーの中で、また別の有償運送で「ぶらさがり」というのが、福祉タクシーの中で、訪問介護事業所を経営している方が、自家用自動車を使って介護をしているという中で、その制度で出来るかという問い合わせをある自治体から、ご質問いただいたことがございました。</p> <p>たしかその時は、たしか「可能である」、というふうにご解答したような気がします。</p> <p>給付事業に該当するのではないかと。言うことだった気がします。</p> <p>うる覚えで申し訳ありません。</p>
野口委員	<p>この場合は、給付というよりもいわゆる、かなり福祉有償運送に近いのではないかと。</p> <p>利用されたご本人が料金を支払いするので。</p> <p>そこに対して、我々は、保険制度の中から給付するような仕組みではないんですね。</p>

<p>中根委員</p>	<p>そうなると、住民の方が、お互いに今度頼むからということで、何がしかのガソリン代に相当するものを渡すのかどうか、そういうようなやりとりが今後の想定されるのかと思います。</p> <p>おっしゃられる通りで、そここのところの疑問点は結構持っていて、国土交通省の本庁の方とは、かなりこの件ですね、私たち全国移動ネットと、全国でボランティア団体を組織しているところで、さわやか福祉財団さんがあります。</p> <p>堀田先生のところですが。</p> <p>今一緒に、いろいろと中身について意見交換とか勉強会をしているところでして。</p> <p>仕組みからすると、要支援1，2の方は、福祉有償運送で可能なんです、それ以外の方が対象になります。</p> <p>ここの部分については、福祉有償運送とできるのかと。</p> <p>例えば、運営協議会で認められれば出来るのかどうか、という話が出ていたり、国土交通省のほうで、厚生労働省のQ&amp;Aにも出ていますが、いわゆる登録不要の要件に該当するものであれば、「可能」という話が出ています。</p> <p>「登録不要」というのは、結局は登録にも該当しない、イラストで出てくると、本当にガソリン代を使ったガソリン代で払っているとか、例えば、ボランティア関係だと、時間通過でやり取りしているとか、いくつかの条件に合致すればできますよ、と。</p> <p>自治会などでやる場合は、こういうものは想定しているのかなというのがありますが、法人格を持たないインフォーマルな形でも出来るかどうかという所を、今、確認をしているところで、登録不要要件というの、一つでているのは確かではあります。</p> <p>ですので、この総合事業の主旨でいくと、いわゆる地域のインフォーマルなボランティア団体、助けあいの団体で支えあえれば、一番ベストだというのがあります。</p> <p>ですので、運行1件に対して、いくらではなくて、基盤整備の為に、(訪問型サービス) Dの部分ですね、出ますよ、というのが厚生労働省の通達に書かれていますので、そう考えると、基盤整備でそういったボランティア組織を広げるために、イメージがあるのは、無責任なことを言いますが、地区社協さんとか自治会さんとか、そういったことが、エリアの中だけで、少し助けようということには使えるかなという感じは受けています。</p> <p>ただし、実際、本当にできるかどうかというのは、別な話ですので、そういう想定をみているところです。</p> <p>あと、福祉有償運送のところ、もう一つかかえているのは、訪問方サービスDでもし制度が出来たら、要支援の1，2の方がいらっしゃるので、</p>
-------------	--



	<p>これは有償運送の対象者と合致するので、出来ますね、と。やりましょうと。</p> <p>運営協議会で定められた料金でやるというのは、ここは別にイメージ的には、ずれないところですが、それ以外の方が出た場合は、運営協議会の料金というのは、この利用対象者に対する料金なので、該当しないというようなことになるとと思います。</p> <p>法人の中でもダブルスタンダードが出来てしまうんです。</p> <p>要支援1, 2の方はこの料金だけど、それ以外の方は、登録費関係でやるのか、そうするとこの料金かと。</p> <p>法人の中で整合性合うか、合わないかみたいなの。</p> <p>福祉有償輸送の(要支援者) 1, 2というのは、(訪問型サービス) Dがなければ、普通に自主受領ですから、その料金でやるわけですけども、自治体によって、(訪問型サービス) Dをやりますよ、この料金になりますよ、と言ったらそこが、いわゆる、プラスにはなってくるので、運輸のところ、結構これ難しいね、どうするんだろう、という所が今、いわれているところです。</p> <p>まだ事例が出てきていないので、事例が出てくれば、いろいろ検証していくしかないのかなというのが、率直な意見です。</p>
野口委員	<p>相当、難しいと思っています。</p> <p>これが出てきた時にいろいろなことがあって、どうしようかという話なんです。</p> <p>すぐに訪問型サービスDを行なうところはいないかと思いますが。</p> <p>今、一点、助成の仕方もそうですが、利用料金等には個別にはたぶん助成しないで、運営主体に(助成を)出すということになると、ある意味考え方によっては、例えば、これをやるプラス福祉有償もやるみたいな団体に助成することは可能なのか。</p> <p>考え方ですから、可能なのかなということではあるのです。</p> <p>ただ一点、今の中根委員の話を伺っていて、まずいと思ったことは、もう一回おさらいなんです、福祉有償運送というのは、要支援1, 2に認定されていないと、利用の対象からはずれるというのは、前提でよろしいのでしょうか。</p>
熱海代理	<p>そうですね。ガイドブックにも入っていますが、区分が4つに分かれたかと思うので、その中の「い、ろ、は、に」の「に」が、その他というのがあります。</p> <p>ただ、当然それというのは、間違いなく公共交通機関が使えないような方であるということを経験した上で認めると、いう手続きになっています。</p>

野口委員	<p>認定しているのは、うちの課になるのですが、この総合事業を始めますと、要支援1, 2の認定ではなく、事業対象者の認定の仕方になります。</p> <p>先ほどの話からすると、要支援1, 2の対象ではなく、その他、今のカテゴリーに入るとなると、本協議会の中で、その他の中身について検討する必要があるという認識でよろしいでしょうか。</p>
熱海代理	<p>そういうことになると思います。</p>
中根委員	<p>実際、前に福祉有償運送の事務の権限の委譲について論議した時に、国のほうに委員を送っていた関係で、「いろはに」、というところで、「いろはに」だけではなくて、「ほ」というのをつけたらどうかと言う提案を一時期していた時がありました。</p> <p>これは自治体が認めるもの、というのを、入れたらどうかということを以前、国の検討会のほうでも発言したことがあります。</p> <p>その時に解釈としては、今の通達の範囲の中でも、「いろはに」だけではなく、認められるものについては、協議会のところで対応は出来るということ、その時の委員長の方から、いろいろ指摘を受けて、それは解釈のところでは協議会や自治体のほうでも判断は可能なので、ということで、あえて、「ほ」というのが通らなかった経緯があります。</p> <p>そういう意味では、今回の訪問型サービスDで、いわゆる要支援1, 2の方でチェックリストで該当したものみたいな形になると思います</p> <p>そのところについての取り扱いをどうするかについては、ここの協議会で検討する必要もあるでしょうし、ここは議論の必要があるのではないかとはいえます。</p>
武本会長	<p>この件について、武藤委員などのタクシー関係者のほうで、何かご意見等がありますでしょうか。</p>
武藤委員	<p>ごめんなさい、ちょっと勉強不足ですね。</p> <p>総合事業のほう、まだちょっと勉強しはぐっているところでございます、うすうす程度しか知らないところでして。</p> <p>むしろ今、中根委員のお話なり、会長のお話なり聞いて、そうなんだ！というふうに思っている段階です。</p> <p>ちょうど今、お話いただいている、利用対象者の関係ですが、認識的には「いろは」が勿論あるわけですが、その他のところでいえば、先ほど委員長の方からもご指摘があったように、認識的には、今日はもうバス、タクシー等の公共交通機関が一人では利用できないもの、困難なものである、そういった方について、福祉有償の対象であると。</p>

野口委員	<p>これが大原則だということで、ずっと認識をしていたので、そこからまた解釈をするということになってくると、業界二人しか出ていませんけれども、業界の中でも、話は相当出てくるのかなというふうに、危惧をしているところです。</p> <p>すみません。</p> <p>説明が足りなかったのですが。</p> <p>今まで、例えば要支援1，2に認定されていた方が、この事業が始まることによって、本当であれば、更新認定ということで、要支援1，2の再度また受けて頂くのですが、事業自体、同等的なサービスなり、類似したサービスなりが今度利用されるということになります。</p> <p>そうすると、要支援1，2に認定された方が、認定を受けられなくても、チェックリストに該当されると、サービスが継続して使えるということなんです。</p> <p>新しい方が出来るということではなくて、要支援1，2に認定された方が、事業を移行するというイメージを持っています。</p> <p>名称が、認定という意味での法律的な認定が変わってしまうので、例えばお身体に支障があるとかなんらかの同等のような方のイメージになります。</p> <p>新しいことをそこを増やすということではなくて、3月以降、呼び方が変わる方達が出てきます。</p> <p>そうすると今までのように要支援1，2という名称ではなくて、事業対象者という名称になります。</p> <p>そうなった際、移動が困難というか、生活上の支障のある方ということで、サービスを利用していただく方たちが、総合事業の対象者ということになります。</p> <p>この場ではまだ資料等もありませんので、どうこうということではなくて、課題として、定義させていただければということです。</p> <p>要支援1，2、の認定から外れるわけではないのですが、使えなくなってしまうのです。本来人が変わるわけではなく、急に良くなるわけでもないですし、制度のほうが変わってしまいます。</p> <p>今まで要支援1，2でサービスを受けられた方が、認定を受けなくて、事業対象者という形ですよ、となってしまうと、どこに入るのかなということで、先ほどの話ですと、ここで事業対象者の方の対応を決めておく必要があるのかなと思ったのですが。</p>
中根委員	<p>要支援1，2の呼び名が変わってしまうということですか。</p>
野口委員	<p>いいえ、要支援1，2は今後も残ります。</p>

<p>中根委員</p>	<p>要支援の種類が2種類あるのです。</p> <p>要支援1, 2の中でも訪問入浴とか、訪問看護を受けている人たちについては、要支援1, 2という従来の認定をしていきます。</p> <p>予防ですとか、デイサービスのようなものだけであれば、要支援の1, 2の認定ではなくて、総合事業の対象者ということで利用していただくということです。</p> <p>武藤委員の心配されている点からすると、移送については、基本的に公共交通機関が利用出来ないことが要件というのは、そこはぶれることはないと思っています。</p> <p>先ほどお話がありましたように、住む家によって、ここに住んでいれば、移動困難ではなくて、バスもタクシーも使えるエリアがあるかもしれませんが、場所によっては、同じ状態であっても、公共交通機関が使えない場面も出てきたりすることがありますので、一概にどうこうとはいえないとは思っています。</p> <p>チェックリストの対象、そこがいまいちイメージがつけづらくて。</p> <p>チェックリスト対象者についても、ケアプランを作ったりするわけですよ。</p>
<p>野口委員</p>	<p>基本的な考え方として、25項目の、今まで65歳以上のお元気な方、つまり、サービスを受けられてない方のチェックリストが基本になるのですが、サービスを使う場合、ケアプランが必要になります。</p> <p>当然その間にチェックリストだけで決めるのではなく、アセスメントで決めるのです。</p> <p>要するに、その方の状況をお伺いして、サービスが必要かどうかということで、利用していただくということになります。</p> <p>ですから、チェックリストに該当しているから即、総合事業の対象者というような呼び方ではなく、介護保険のアセスメントを細かくした上で、生活に支障のある部分で必要なサービスを利用していただくということです。</p> <p>その中で、移動の困難な方が、予防のサービスを受けていただくことによって、筋力をアップしてもらって元気になっていただくということです。</p> <p>その状態にまでなりますと、当然、移動には支障がある方というふうに思います。</p> <p>ただ、先程からお話しているカテゴリーの中からいくと、要支援1, 2でなくなってしまう時に、(福祉有償運送の対象者から)外れてしまう可能性があります。</p> <p>厳密に運営しないといけないのですが、可能性が今お話の中であったの</p>

<p>武本会長</p>	<p>で、疑問に思ったところです。</p> <p>取りあえず、よろしいでしょうか。</p> <p>結論は出ないと思いますが、時間が来ましたので、取りあえず今日は、福祉政策課のほうから、総合事業について、問題提起がなされたということで、本運営協議会がどう関わっていくかという部分が、野口委員の話によると問題になりそうなので、事務局が確認した上で、そこはちょっと見極めが必要ですよね。</p> <p>平成28年3月1日から始まってしまうわけでよね。</p> <p>支障のない形だと、1ヶ月ちょっとしかないのですが、進める必要があるのかな、ということと、次の運営協が一応5月頃を予定していますが、次のその会議のタイミングで事後報告を聞くという形でよろしいのでしょうか。</p>
<p>岡崎副会長</p>	<p>平成28年3月1日から始まるサービスは、デイサービスと訪問介護の部分だけですので、取りあえず、始めるような形になっております。</p> <p>その先のサービスについて、28年度に体制を整えていくことにしておりますので、次の会議までに間に合うかどうかわからない位なんですけれども、その時にはもう一度、重たい問題になってしまいますが。</p>
<p>野口委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>今ですね、要支援1，2受けられている方は更新申請をします。</p> <p>もう1回は要支援1，2、が出るはずですよ。</p> <p>出るうえで要支援1，2になっていてサービスの内容をみて、そのまま要支援の対象になるか、もしくは、総合事業の対象がどうかということなので、いきなり、今まで利用されている方が、認定を外れるということは制度的にはこの一年間ではありませんので、次回以降の運営協議会でその問題はよろしいのかなと。</p> <p>当然、3月から新規で総合事業だけ対象にという方はチェックリストから始まる方がいらっしゃるけれども、その方については、要支援1，2ではないので、結論が出るまでの間は利用出来ないのかなというような考え方でよろしいかと思えます。</p>
<p>武本会長</p>	<p>次回は、5月でよろしいですね。</p> <p>次回までに、事務局のほうで整理していただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>

【午後8時00分閉会】

平成28年1月26日  
市川市福祉有償運送運営協議会  
会長 武本 英之